

別記様式（第29条関係）

（表）

第 _____ 号	
官職 _____	
氏名 _____	
_____ 年 _____ 月 _____ 日生	
国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第29条第2項の規定による検査員証	
写真	_____ 年 _____ 月 _____ 日発行 _____ 年 _____ 月 _____ 日限り有効
国土交通大臣又は管轄地方局長	印

（裏）

公益信託ニ関スル法律抜粋

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則抜粋

第29条 国土交通大臣又は管轄地方局長は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査をする場合には、別記様式による身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。